

# 代理人サービス

## 未来にそなえる 代理人サービス

こんなお悩みありませんか？

高齢の親の代わりに  
預金を下ろすことが  
できるのかしら？

病気や怪我、体が不自由な  
家族の代わりに預金を  
下ろすことができるかな？



### 代理人サービスを利用すると



お客様が元気なうちから代理人の方を決めておくことで、  
お客様が指定した預金に係わる取引を代理人の方が手続きを行うことができます。

※ただし、お客様または代理人の方の意思・判断能力が喪失されるまでの間ご利用いただけます。

こんなお悩みありませんか？

認知症など、意思・判断能力が低下したらどうしよう？



### 未来にそなえる代理人サービスを利用すると



ご本人さまが認知症と診断され、意思・判断能力が喪失した後、  
あらかじめお届けいただいた代理人の方が預金手続きを行うことができます。

※成年後見制度の開始があった場合には、本サービスは終了となります。



飯能信用金庫

## 組み合わせてのご利用がおすすめです

「代理人サービス」と「未来にそなえる代理人サービス」を同時に申し込むことで、お元気なうちから代理人の方による取引が可能となり、万が一認知症と診断され、意思・判断能力が喪失されたとしても引き続き代理人の方による取引が可能です。

### 代理人サービス

「代理人サービス」を利用すると、ご本人さまが病気で店頭窓口に来店できず、当金庫でお支払いなどの預金手続きができないときに、ご本人さまに代わってあらかじめお届けいただいた代理人の方がお手続きすることができます。

ご本人さまと代理人の方から申込をいただきます。店頭での申込となり、ご本人さまと代理人の方は本人を確認できる公的資料(運転免許証等)が必要です。また、代理人になられる方が当金庫と取引がない場合は口座開設をしていただくことになります。

- ①預金の入出金(当座預金は除きます)  
※ただし、口座を指定することができます。
- ②新約・解約(当座預金を除きます)・書替
- ③振込(本人口座・請求書等に基づきます)
- ④就届(本人の改印・再発行手続きは除きます)
- ⑤口座振替・自動送金(本人に関わるものに限ります)
- ⑥残高証明発行

配偶者または2親等以内血族で18歳以上の成人の方となります。※2親等以内血族とは、子、父、母、兄弟姉妹、祖父、祖母、孫となります。

サービス締結後から「代理人サービス」が開始となります。

- ①ご本人さまの意思判断能力が喪失した場合
- ②代理人の方の意思判断能力が喪失した場合
- ③ご本人さままたは代理人の方が亡くなった場合
- ④成年後見制度の利用開始があった場合
- ⑤当金庫が本サービス提供が相当でない判断した場合

### 未来にそなえる代理人サービス

「未来にそなえる代理人サービス」を利用すると、ご本人さまが認知症になってしまい、意思・判断能力を喪失されてしまった場合でも、ご本人さまに代わって、あらかじめお届けいただいた代理人の方がお手続きすることができます。

ご本人さまと代理人の方から申込をいただきます。店頭での申込となり、ご本人さまと代理人の方は本人を確認できる公的資料(運転免許証等)が必要です。また、代理人になられる方が当金庫と取引がない場合は口座開設をしていただくことになります。

- ①預金の入出金(当座預金は除きます)
- ②新約・解約(当座預金を除きます)書替
- ③振込(本人口座・請求書等に基づきます)
- ④就届(全ての手続きになります)
- ⑤口座振替・自動送金(本人に関わるものに限ります)
- ⑥残高証明発行
- ⑦出資の譲渡

配偶者または2親等以内血族で18歳以上の成人の方となります。※2親等以内血族とは、子、父、母、兄弟姉妹、祖父、祖母、孫となります。

ご本人さまの意思・判断能力喪失後(医師の診断書提出)から「未来にそなえる代理人サービス」が開始となります。

- ①代理人の方の意思判断能力が喪失した場合
- ②ご本人さままたは代理人が亡くなった場合
- ③成年後見制度の利用開始があった場合
- ④当金庫が本サービス提供が相当でない判断した場合

申込み受付

対象とする代理取引

代理人の条件

サービス開始時期

サービス終了の事由

お問合せは、お近くの支店へ  
平日9:00~15:00(土日祝 休)

店舗一覧はこちらから▶

